

議案第 4 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和30年新座市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>(住居手当)</p> <p><u>第8条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。次項において同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）に支給する。</u></p> <p><u>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。</u></p> <p><u>(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額</u></p> <p><u>(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、<u>超過勤務手当</u>、夜間勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>(住居手当)</p> <p><u>第8条の3 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</u></p> <p><u>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</u></p> <p><u>(2) その所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの</u></p> <p><u>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</u></p> <p><u>ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額</u></p> <p><u>イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1</u></p>

17,000円)を11,000円に加算した額

3 [略]

(通勤手当)

第9条 [略]

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員 自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道3キロメートル未満である職員にあつては2,000円、使用距離が片道3キロメートル以上である職員にあつては2,000円に使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとに550円を加算した額(次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあつては、それらの額から、それぞれその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3)・(4) [略]

3 [略]

(在宅勤務等手当)

第9条の2 住居その他これに準じるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額を、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 4,000円

3 [略]

(通勤手当)

第9条 [略]

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員 自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道3キロメートル未満である職員にあつては2,000円、使用距離が片道3キロメートル以上である職員にあつては2,000円に使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとに550円を加算した額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、それらの額から、それぞれその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3)・(4) [略]

3 [略]

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において改正前の職員の給与に関する条例第8条の3の規定により住居手当を支給されていた職員であつて、この条例の施行の日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅に居住しているもの(同条第1項第2号に該当する者に限る。)の住居手当については、この条例の施行

の日から令和7年3月31日までの間、改正後の職員の給与に関する条例第8条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

職員に在宅勤務等手当を支給するとともに、住居手当の支給対象者を改めたいので、この案を提出するものである。